

保 警 環 第 3 号
令和 3 年 5 月 19 日

公益財団法人全国産業廃棄物連合会

会 長 殿

海上保安庁警備救難部長

瀬口 良夫（公印省略）

「令和 3 年度海洋環境保全推進月間」の実施について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、平素から海上保安業務に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに、5 月 30 日（日）から 6 月 30 日（水）までの 1 か月間を「海洋環境保全推進月間」と定めています。

今年度は、

- ① 海上への油等の排出原因として最も多い「タンク計測」、「バルブ操作」等の作業中における取扱不注意による排出の防止に関する指導
- ② 船内で油等の漏出が生じた際に海上への流出を防止する措置（オーバーフロータンクの設置、スカッパーの閉鎖等）の実施に関する指導
- ③ 廃棄物（プラスチックごみ、漁業活動で生じる「残さ」等）が漁業及び海洋環境に与える影響についての啓発活動

の 3 点のほか、さらに、一般市民に対しては、プラスチックごみを含む家庭ごみ等の廃棄物の不法投棄防止にかかる指導及びマイクロプラスチックの発生抑制にかかる啓発活動を重点的に実施することとしております。

つきましては、貴殿におかれましても同月間の趣旨をご理解頂き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する各地域における都道府県及び地方自治体の要請内容を十分に踏まえたうえで、傘下会員への周知、当庁において実施する指導・啓発活動へのご協力について、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。